

国内受注型企画旅行契約申込書(団体・グループ契約)

【  お客様控  弊社控 】

株式会社ユーエムエス 御中

貴社から提出された国内旅行企画書「国内旅行旅程表・ご旅行代金お見積書(国内受注型企画旅行契約)・取引条件説明書面《個別事項》・取引条件説明書面《共通事項》・その他企画内容に関する資料」に記載された旅行取引条件、及び、旅行手配のために必要な範囲内での旅行サービス提供機関等その他への個人情報の提供について同意のうえ、国内受注型企画旅行契約の申し込みをいたします。

(この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、旅行契約が成立した場合の旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。)

旅行契約申込日					
お客様名 (旅行団体名)	様				
旅行期日	出発日	帰着日			
旅行参加者数	合計	おとな	名様	男性	名様
		子ども	名様		
	名様	幼児	名様		
契約責任者  <small>契約責任者とは、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者の中の責任ある代表者です。団体・グループの場合のお申込みは、その代表者を契約責任者として、旅行契約の締結及び解除等の契約取引を行います。</small>	お名前	ふりがな			
		様			
	所属先(会社名等)	様			
	役職名等				
	住所	〒			
	電話番号	( <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属先 <input type="checkbox"/> 携帯電話 )			
FAX番号	( <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属先 )				
旅行担当者	お名前	ふりがな			
		様			
	所属先(会社名等)	様			
	役職名等				
	住所	〒			
	電話番号	( <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属先 <input type="checkbox"/> 携帯電話 )			
FAX番号	( <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属先 )				

このたびは、弊社にご用命を賜り厚くお礼申し上げます。

お申込みいただきました国内受注型企画旅行契約につきましては、次の条件に基づきお引受けいたします。

- 旅行契約の成立 当書面の交付により申込金のお支払いを受けることなく国内受注型企画旅行契約が成立したものといたします。
- 当書面交付年月日
- 旅行代金のお支払い期限 までに旅行代金総額をお支払いいただきますようお願いいたします。

広島県知事登録旅行業第3-373号  
 一般社団法人全国旅行業協会正会員  
 株式会社ユーエムエス  
 〒739-1754 広島市安佐北区小河原町185-2  
 TEL(082)840-1588 FAX(082)840-1587

営業所の名称 本社営業所  
 〒739-1754 広島市安佐北区小河原町185-2  
 TEL(082)840-1588 FAX(082)840-1587  
 総合旅行業務取扱管理者 小野慎治  
 担当者名(外務員氏名)

国内受注型企画旅行契約をお申込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

1. 国内受注型企画旅行契約

- (1) 「国内受注型企画旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。 )とは、株式会社ユーエムエス(広島県広島市安佐北区小河原町 185-2、広島県知事登録旅行業第 3-373 号)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。 )の内容並びにお客様が株式会社ユーエムエス(以下「当社」といいます。 )に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
- (2) この書面(以下「共通事項書面」といいます。 )は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面の一部であり、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条の 5 及び観光庁認可の当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)第 9 条第 1 項による契約書面の一部となります。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、国内旅行企画書「①国内旅行旅程表(以下「旅程表」といいます。 )、②ご旅行代金お見積書(国内受注型企画旅行契約)(以下「見積書」といいます。 )、③国内受注型企画旅行契約取引条件説明書面《個別事項》(以下「個別事項書面」といいます。 )、④共通事項書面、⑤その他の企画内容に関する資料」に記載されている条件のほか、旅行出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。 )、及び観光庁認可の当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)(以下「約款」といいます。 )によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って旅行サービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約の申込み

- (1) 当社がお客様にお渡しした国内旅行企画書の内容に関し旅行契約を申込みとするお客様は、当社所定の国内受注型企画旅行契約申込書(以下「申込書」といいます。 )に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金又は旅行代金の全額(以下「申込金等」といいます。 )を添えてお申込みいただきます。申込金等は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- (2) この旅行に、旅行開始日当日における満年齢が 20 歳未満の方が保護者の同行がなく単独で参加される場合は親権者代表様の同意書が必要です。また、15 歳未満の方は保護者(20 歳未満の方は保護者となりません。 )の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (3) 特別な配慮を必要とする場合
  - ① お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、旅行申込みの際に、旅行参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約締結後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。 )。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必

要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- ② 前①のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てくださいとあります。
- ③ 当社は、旅行の安全かつ円滑な運営のために、介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、旅行内容の一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合又は運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供機関(以下「旅行サービス提供機関」といいます。 )が当該措置を講じることができると当社で確認できない場合は、当社は旅行契約の締結をお断りし、又は、旅行契約を解除させていただきますとあります。
- ④ お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (4) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は、別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- (5) 団体・グループ契約
  - ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。 )を定めて申込み旅行契約の締結については、本項(5)②～⑤の規定を適用します。
  - ② 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。 )の旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
  - ③ 契約責任者は、個別事項書面に当社が定める日までに、構成員の名簿(以下「旅行者名簿」といいます。 )を当社に提出していただきます。
  - ④ 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
  - ⑤ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、当社にその旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

3. 旅行契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- (2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (4) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する

行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (5) 当社の業務上の都合があるとき。

4. 旅行契約の成立時期

- (1) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、第 2 項(1)による申込金等を受領した時に成立します。
- (2) 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合、第 2 項(1)、本項(1)にかかわらず書面による特約をもって、申込金等の支払いを受けることなく旅行契約の申込みを受けることがあります。この場合、当社は、お客様にその旨を記載した書面を交付するものとし、旅行契約は当社が旅行契約の締結を承諾し、当該特約書面を交付したときに成立します。

5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、国内旅行企画書により構成されます。
- (2) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。

6. 最終旅行日程表

- (1) 前項(1)の契約書面において、確定された旅行日程又は表示上重要な運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙したうえで、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、7 日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した最終旅行日程表をお渡しします。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する問合せがあったときは、最終旅行日程表のお渡し前であっても当社は手配状況について迅速かつ適切にご説明いたします。
- (3) 最終旅行日程表をお渡しした場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。
- (4) 最終旅行日程表は作成しないことがあります。

7. 旅行代金の額、旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金の額は見積書に記載します。
- (2) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合であって、旅行開始日当日における満年齢が 12 歳以上の方は「おとな代金」、6 歳以上(航空機利用コースは 3 歳以上)12 歳未満の方は「子ども代金」となります。3 歳未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方は「幼児代金」となります。国内旅行企画書、申込書等に特に記載がない場合は、すべて「おとな代金」の適用となります。
- (3) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前に、当社がお支払いの確認ができるようにお支払いいただきます。
- (4) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降に旅行契約のお申込みをされた場合、旅行代金は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日より前に、当社がお支払いの確認ができるよ

うにお支払いいただきます。

- (5) 本項(2)(3)にかかわらず当社が国内旅行企画書、申込書、ご旅行代金請求書等に旅行代金のお支払い期日を指定した場合は、当該指定する期日より前に、当社がお支払いの確認ができるようにお支払いいただきます。

#### 8. 旅行代金に含まれるもの

国内旅行企画書に「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用。なお、これらの費用はおお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

#### 9. 旅行代金に含まれないもの

第 8 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 国内旅行企画書に「旅行代金に含まれないもの」として明示した費用。  
(2) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。  
(3) 空港施設使用料、運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。ただし、国内旅行企画書に含まれるものとして明示した場合を除きます。  
(4) クリーニング代、電報電話等通信料金、宿泊機関のメイド等に対する心づけ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。  
(5) 傷害、疾病に関する医療費。  
(6) 希望者のみ参加されるオプションツアー等(別途料金の小旅行)の参加料金。  
(7) お客様自身の希望により生ずる旅行契約の内容に含まれないその他の追加料金(入場見学料、食事代、写真代、交通費など)。  
(8) お客様のご自宅から発着地までの交通費、宿泊費。

#### 10. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。  
(2) 当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

#### 11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後には、次の場合を除き旅行代金の額の変更はいたしません。

- (1) 第 10 項(1)により旅行契約内容の変更の求めがあり、当社がその求めに応じたとき。  
(2) 利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、国内旅行企画書の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金が比して、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されたときは、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額する場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。適用運賃・料金が減額された場合は、その減少額だけ旅行代金を減額します。  
(3) 当社は、第 10 項(2)により旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、旅行サービス提供機関が当該旅行サービ

スの提供を行っているにもかかわらず、旅行サービス提供機関の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)には、当該旅行契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該旅行契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はおお客様の負担となります。

- (4) 当社は、旅行サービス提供機関の利用人員により旅行代金が異なる旨を国内旅行企画書又は契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

#### 12. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料(第 13 項(1))による取消料と同額になる場合がございます。)とともに当社に提出していただきます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を申し受けます。  
(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は旅行サービス提供機関が交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

#### 13. お客様の旅行契約解除権

(1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

- ① お客様は、国内旅行企画書又は契約書面に記載する企画料金又は取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」は、お客様が当社の営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。  
② 当社の責任とならない各種ローン等の取扱い上によるお取消しの場合も本項(1)①の企画料金又は取消料をいただきます。  
③ お客様のご都合による出発日の変更、旅行サービス提供機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなす場合があります。その場合は本項(1)①の企画料金又は取消料をいただきます。  
④ 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)の値上げを理由に旅行契約を解除される場合においても、本項(1)①の企画料金又は取消料をいただきます。  
⑤ 当社は、本項(1)①②③④により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金等)から本項(1)①の企画料金又は取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで本項(1)①の企画料金又は取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、ご参加のお客様からは 1 室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額の旅行代金をそれぞれいただきます。

(2) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ① 第 10 項(2)に基づき旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 24 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。  
② 第 11 項(2)に基づき旅行代金が増額されたとき。  
③ 天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④ 当社がおお客様に対し、所定の期日までに最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(3) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(4) お客様は、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスが当該受領することができなくなった部分の旅行契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

#### 14. 当社の旅行契約解除権(旅行開始前の解除)

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。  
② お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。  
③ お客様が旅行契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。  
④ お客様が第 3 項(2)から(4)に該当することが判明したとき。  
⑤ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ旅行契約の締結の際に明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。  
⑥ 天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) お客様が第 7 項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第 13 項(1)に定める企画料金又は取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

#### 15. 当社の旅行契約解除権(旅行開始後の解除)

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であってもお客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- ① お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。  
② お客様が第 3 項(2)から(4)に該当することが判明したとき。  
③ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

④ 天災地変、戦乱、暴動、旅行サービス提供機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 当社が、本項(1)に基づき旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消